

平成27年度事業計画（案）

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日
(公社) 愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

景気回復の基調が鮮明に見受けられる昨今ではあるが、公共事業が活性化したとしても大規模な用地買収を伴う事業はそれ程多くないと考えられる。

官公庁の公共用地の買収による嘱託登記を円滑に処理できるよう補佐していく事が我々の存在意義であるが、組織運営に必要な最低限の売上げは確保せねばならない。

少ない予算の中で、安定的な法人の運営が可能になるよう努めていく必要がある。

2. 総務

(人件費の削減)

協会の安定的な財政基盤を保つためこれまでも経費削減に努めてきたがいよいよ人員配置の変更に着手すべき段階に来ている。

売上高の大小にかかわらず法人を管理する上で職員の二人体制が望ましいが、現状の雇用状況を維持するのは不可能であるので調整を行う。

(関係各所との交流)

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、司法書士会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

(広報)

本会会報・ホームページ等を通じての情報の公開していく。
ホームページについては必要な更新が行われておらず、うまく活用されていないので、内容を充実させていく。

(リニア関連登記受託団)

JR 東海が事業主体となって進めている中央新幹線建設に伴う不動産登記事は嘱託登記にならないので協会が契約主体とはなれない。このため愛知県司法書士会が会員から参加者を募り、受託団を結成したところであるが、当協会としてはこれらの業務が円滑に出来るよう支援していく。

(業務完了報告書のレイアウト変更)

これまでの業務完了報告書をA4サイズにレイアウト変更し、手書きではなくデータ入力で作成できるようにして、FAXだけでなくメール送信に対応していく。

3. 嘱託登記業務

愛知県下すべての市町村に対し当協会の窓口があるとはいえないのが現状であるが、契約のない官公署に対し協会の存在とその存在価値をアピールしていく必要がある、関連団体・調査士協会との協調により、多くの市町村とのパイプ作りをしていく。

4. その他の公益目的事業

(未登記問題)

公共用地の未登記問題の研究は今年度も引き続き行う。

情報収集、研究を行い、関係各所に要望を出してきたが、どの自治体も限られた予算のやりくりの中で、この問題を解消する事の優先順位を低く設定している。

この問題は放置すればより悪化することは必然であり、登記の専門家を標榜する我々にとっては、この問題をあぶり出し、社会に警鐘ををならすのが使命と考え、今後もこの研究・広報活動を続けていく。

(講習会および講師派遣)

講習会の開催については、調査士協会と共催で引き続き行う。

地区において定期的で開催している講習会は好評を得ている。

受講者のレベルが均一でない場合は初級者向けの内容とならざるを得ないが、官公署サイドからもう少し踏み込んだ内容のものも要求されているので、テーマを絞った講習会を開催する。

(出版事業)

昨年、当協会の役員も共著者となり全司協の監修のもと発刊された「処理困難事件」に関する書籍は、嘱託登記を担当する我々にとっては大変参考となっている。この書籍を参考に愛知県協会用アレンジして配付資料として使えるよう編集していく。

5. 全司協

全国の公嘱協会を束ね、情報交換の場を与え、関係各所との交流、官公署との交渉などを担ってきた全司協であったが、構成する協会が減少し活動も低調となってしまった事から、全司協という器を無くし、単に全国の協会が年に1度程度集まり情報交換をするだけで十分だと考えられる。

全司協に対しこれまで当協会も相当額の会費を払い続けてきたがもはやこれらの負担に耐えられない状況にあることもあり、全司協のあり方を大きく変える提言をしていく。

6. 経理

予算の適正な執行と合理化をはかる。

以上